## 議案第43号

専決処分の承認を求めることについて

下記事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179 条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的 余裕がないことが明らかであると認め、令和2年3月31日専決処分を したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求 める。

令和2年5月15日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

記

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区介護保険条例(平成12年板橋区条例第25号)の一部 を次のように改正する。

第11条第2項中「令和元年度(平成31年度)及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万6,700円」を「2万1,300円」に改め、同条第3項中「令和元年度(平成31年度)及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「4万900円」を「3万2,000円」に改め、同条第4項中「令和元年度(平成31年度)及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「5万1,600円」を「4万9,800円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区介護保険条例第11条第2項 から第4項までの規定は、令和2年度分以降の保険料について適用し、 令和元年度(平成31年度)分以前の保険料については、なお従前の 例による。

(説明)

介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者についての保険料の 減額賦課に係る令和2年度の保険料率を改定する必要があった。